

## 中世エジプトの貨幣政策

加藤 博

### 一 はじめに

歴史の浅い中世イスラム社会経済史研究において、貨幣問題は比較的研究の進んでいる分野である。その第一の理由は、物価と貨幣交換比率についての豊富なデータを資料として利用し得ることにあるが、第二の理由として補助学科としての古銭学が、世界各地に現存する多くのイスラム古銭を社会経済史的視角から研究してきたことも見逃せない。一方では物価と貨幣交換比率が時系列的に収集、整理され、他方では古銭の重量と品位が分析されることによって、記述資料と古銭資料が詳細に比較検証されるようになった。こうした一連の研究の積重ねを踏まえて、最近の貨幣史研究はこれら統計数字を経済一般の指標として扱い、そこに素朴な経済理論を適用するという数量経済史的研究の色彩を濃くしている。こうした学界動向のためか、貨幣史研究は他の社会経済史研究の分野とは関連づけられず、孤立した領域をなしている観がある。この事態は奇妙である。何故ならば、貨幣供給が国家の造幣大権の下に置かれたことに

より、中世の貨幣は国家体制との関係を抜きにしては考えられない筈だからである。従って、数量経済史的研究が貨幣史研究において画期的意味を持つにしても、統計数字を操作する以前に、中世イスラム社会の貨幣制度とその運営の実態を知ることが不可欠であろうと考えられる。

しかしながら、いざ貨幣史の制度的側面を研究しようとする時、それが困難なことが分かる。確かに物価と貨幣交換比率の記述の多さは際立っているが、それらは時の社会変動を示す一つの現象として述べられている場合が多く、貨幣を専門に扱っている史料は限られている。また史料の量的制約を別にしても、貨幣の扱い方が史料の種類によって異なっているのである。たとえば、契約書などの私文書には商人の貨幣観が、法律書や年代記などの法律家と歴史家の著作には知識人、さらには支配者階級の貨幣観が反映されているのであるが、この両者の間には大きな隔りがある。従って、貨幣史を再構成しようとする時、史料の性格からくるバイアスを考慮しなければならない。しかし翻って考えてみると、こうした異質な貨幣観が史料にみられるということは、とりもなおさず当時の貨幣事情が複雑であったことを示しているように思われる。本稿の目的は、この貨幣観の差を念頭に置きながら、中世エジプト社会での貨幣政策を検討することによって、貨幣史を当時の国家体制の枠組の内で捕え直そうとする一つの試みである。本論に移る前に、まず史料から抽出できる二つの異質な貨幣観を概略してみよう。

二 商人の貨幣観<sup>(1)</sup>

ここで商人とは、国際交易に従事した都市の有力者としての大商人を意味する。彼らの間にみられるのは、貨幣を商品とみなす貨幣観である。彼らの間には抽象的に貨幣一般をさす言葉は存在せず、貨幣業務は財の売買業務と同じ「売る」、「買う」の動詞で表現されていた。従って、貨幣は個数通貨としてではなく秤量通貨として流通するのを幣とし、支払<sup>(2)</sup>の概念は「重量を計る」という動詞によって表現されていた。こうして彼らが対象とした貨幣とは、金、銀貨の貴金屬貨幣であり、金、銀貨は、イスラム地域で発行されたさまざまな通貨のみならず外国通貨までもが、金屬価値に従ってランクづけされ、それぞれの交換比率に従って両替された。従って彼らの間には、法貨の概念は極めて稀薄であった。このように商人の貨幣観は、国家の造幣大権から大きく逸脱しており、イスラム金、銀貨が国際決済手段として使用されたのは、当時のイスラム地域の製造所が貴金屬ストックを十分に所有し、信用のおける良質な通貨を発行し得たからに過ぎない。換言すれば、商人が特定の地域の金、銀貨を国際決済手段として利用するのは、国家が徴収する貨幣鑄造料金という損失を補って余りある流動性をその通貨に認めた時のみであったと考えられる。従って後述するように、イスラム地域での貨幣制度が動揺し、良質の通貨発行が保証できなくなった時にはすぐさま、商人は国際決済通貨としてイスラム金、銀貨を放棄し、外国金、銀貨を採用したのだった。

(1) 依拠する主な文献は、S. D. Goitein を中心に精神的に進められているカイロ・ゲニサ文書研究である。長年に亘る Goitein の研究は『*A Mediterranean Society*, vols. 3, Berkeley and Los Angeles, 1967, 1971 (三巻は未刊)』に集大成された。なお、一部のゲニサ文書の翻訳が『*Letters of Medieval Jewish Traders*, Princeton Univ. Press, 1973』でなわれている。

(2) Goitein, *Med. Soc.*, vol 1, pp. 230-1

(3) 交換比率に関する文献は多しだが、たとえば以下の文献を参照のこと。Ibn Ba'ta, *Kitab hashf al-asrar al-'ilmiyya bi-dar al-darb al-Misriyya*, ed. by Fahmi, Cairo, 1966, pp. 58-61, A. S. Ehrenkreutz, "The standard of fineness of gold coins circulating in Egypt at the time of the Crusades," *Journal of the American Oriental Society*, lxxiv, 1954, pp. 162-6.

三 法学者と歴史家の貨幣観<sup>(1)</sup>

ここで述べる法学者と歴史家とは、アラビア語でウラマーと呼ばれた知識人を意味する。イスラム共同体(ウンマ)の理念の体現者としての彼らは、世俗権力である国家に対して、その至上権の弁護者としての一面と政策批判者としての一面をもっていた。こうした社会体制内における彼らの立場は、その貨幣観にも反映している。彼らの貨幣観はウンマを土台にした国家観の枠組の内にあり、貨幣操作は統治術の一手段と考えられて

いた。事実鑄造所は、貨幣の発行業務だけでなく、補助国庫、さらに貨幣改革の際には貨幣交換所としても機能したのであった。彼らが対象とする貨幣は国内市場に流通しているものであり、従って彼らにあっては、法貨の概念は決定的に重要なものであった。ところで、彼らの法貨概念の内容を検討してみると、そこには彼らの国家政策に対する批判者としての立場が強く反映しているのが分かる。法貨とはディナル金貨とディルハム銀貨という貴金属貨幣であり、この二つの法貨は補助貨幣に過ぎない銅貨と厳しく区別された。ここで注目すべきは、彼らにとって法貨とは、国家信用に裏付けられて強制通用力を持つ通貨ではなく、まず何よりも金属価値の裏付けをもつ通貨のことであったことである。そのため彼らは国家に対して、規定の重量と品位をもつ良質な貨幣の鑄造を義務として課した。この国家に対する批判者としての立場は制度化されており、鑄造所における鑄貨の品位監督は法学者によってなされていた。また銅貨の法貨たりえない理由は、その通用根拠が発行者の信用にあるに過ぎないからであった。ここには、貨幣発行者に対する懐疑的な態度がみられる。従って彼らの法貨概念には、国家の信用に貨幣の強制通用力の根拠をみる名目主義的貨幣観は欠如していたとは言えないまでも、極めて稀薄であったと言えるだろう。

以上が資料から抽出できる二つの異質な貨幣観の概略である。この二つの貨幣観は性格を全く異にしているにも拘らず、貨幣通用力の根拠を金属価値にみる金属主義的貨幣観が共通にみら

れるということは注目に値する。従って、国家が貴金属に基礎を置く安定した貨幣制度を維持し得る時には、国家の貨幣政策とこの二つの貨幣観とは一致し、円滑な貨幣政策の実施は経済生活に好影響を与えたであろうと考えられる。問題となるのは、国家支出が国家収入を上回り、鑄造所の保有貴金属をもっては国家行政が遂行しえない時、つまり財政困窮の時である。その際国家が資金を調達するためにしばしば訴えた最も安易な手段の一つは、造幣大権を利用しての、貨幣の悪鑄などによる貨幣供給操作であろう。そして実際、中世エジプトの国家はこの手段に訴えた。その結果、国家の貨幣政策と先述した二つの貨幣観が衝突し、貨幣制度は混乱したのであった。本稿が主題とするのは、この混乱の原因となったと考えられる中世後期にあらわれた銅貨の法貨への格上げの問題である。さて中世エジプト貨幣史において、銅貨が初めて法貨の地位を与えられたのはアインーブ朝(A. D. 1169-1250)においてであった。

(1) 法学者と歴史家の貨幣観を知るのに便利な文献として以下のものがあつた。*al-Karmali, Anastase-Marie, al-Nuqūd al-'Arabiyya*, Cairo, 1939. *al-Maqriẓi, Kitāb iḡāthāt al-umma bi-kashf al-ghumma*, ed. by M. M. Ziada and J. al-Shayāl, Cairo, 1940 (「フランス語訳」G. Wiet, "Le traité des famines de Maqrīzī." *JESHO*, v, 1962, pp. 1-90). Ibn Ba'ra, *Kitāb hasbf al-asrār al-'ilmiyya bi-ūlū al-darb al-Misriyya*, ed. by A. Fahmī, Cairo, 1966. なお、アラビア語文献に関しては、佐藤次高氏の蔵書から

をさしていただいた。ここに篤くお礼を申し上げる。

(2) 補助国庫については Ibn Ba'ra, op. cit. p. 45. 参

照。こゝには「鑄造所が「国庫のなかで最も豊富なもの」

(alamam bayūt al-amwal) と呼ばれている。貨幣交換

所については たゞ al-Maqrizī, *Shuḥūr al-Niqāḥ*

*fi dhikr al-niqāḥ*, ed. by A. M. al-Karnāli in *al-Niqāḥ*

*al-'Arabiyya*, p. 60. id. *Kitāb Ighāṭha*, pp. 65-6, tr.

Wiet, pp. 64-5. を参照。

(3) al-Maqrizī, *Hiṭ'at al-hunafā*, ed. by J. al-Shayyāl,

Cairo, 1973, iii, p. 337, id., *Kitāb al-mawā'iz wa al-*

*iḥbār (Khatā)*, Cairo, 1853, i, p. 450. Ibn Khaldūn,

*The Muqaddimah*, tr. by F. Rosenthal, Princeton Univ.

Press, 1957, i, p. 464

(4) A. L. Udovitch, *Partnership and Profit in Medieval*

*Islam*, Princeton Univ. Press, 1970, p. 53.

#### 四 アイヌーブ朝の貨幣政策

アイヌーブ朝に先立つファティマ朝 (A. D. 969-1171) は、<sup>(1)</sup> アイヌーブ朝とは全く異なる貨幣制度を採用していた。この時代には、法貨として金、銀貨が発行されたが、銀貨の価値はディナール金貨との比率によって示され、また物価、賃金はディナールによって見積られるという、いわば金本位制度がとられた。銀の不足したこの時代には、銀貨は悪鑄され、主に日常の小額取引に使用されていた。<sup>(2)</sup> 銅貨は中央当局の管轄外に置かれ、

地方当局の責任で鑄造されていた。その発行目的は地方の市場に小額の支払い手段を供給することであり、その流通範囲は限られたものであった。こうして、銅貨は都市や地方によって異なる重量を持つ個数通貨として流通していた。<sup>(3)</sup>

ところで、ファティマ朝末期からアイヌーブ朝初頭にかけてヒジブトは貨幣混乱に見舞われ、サラディンは金、銀貨双方の不足に直面した。特に金貨の不足は激しく、流通界の必要とサラディンの莫大な軍事遠征費を賄うには金貨は十分ではなかった。そのためサラディンは銀貨に基づく貨幣制度の採用に踏み切った。金貨の重量規準は放棄され、物価と賃金は銀貨で見積られるようになった。この時代の貨幣制度の混乱は、金、銀貨双方に悪鑄現象がみられることによく示されている。こうした一時的混乱の後、アイヌーブ朝は二つの重要な貨幣改革を行った。一つは金貨改革であり、重量規準は依然放棄されたままであったが、品位の改善がなされた。<sup>(4)</sup> もう一つは、銅貨の法貨への格上げという銅貨改革であった。<sup>(5)</sup>

まず金貨改革からみてみよう。重量基準の放棄は、金貨が本位通貨の地位を失ったためと考えられる。しかし、この措置はたいした意味を持たないだろう。何故ならば、本位通貨でなくなったとはいえ、金貨は決して法貨の地位まで失った訳ではないし、また商人は貨幣を個数通貨としてではなく秤量通貨として扱おうのを常としていたからである。品位改善の理由ははっきりしない。アラブ史家たちはその事実を記述し、賞賛するだけである。またイスラム貨幣史研究者たちは、品位基準の改善は、

金貨が本位通貨の地位を失ったために、金貨の悪鑄動機が失われたからだろうとしか説明していない。しかし、ファーターマ朝時代に比して金のストックが大きく減少していたこの時代に、あえて金貨の品位基準をファーターマ朝のそれに回復させようとするこの政策の背後には、政治的威信の誇示を越えた経済的理由があったのではなからうか。そしてこの経済的理由とは、国際決済通貨対策への配慮であったと考えられる。何故ならば、金貨が主に大取引に使われたことを考えると、第一に、本位通貨であった銀貨が悪鑄されていたために銀貨の国際交易での購売力が低下していた結果、国際交易での支払い手段として良質の金貨を必要としていたと考えられるからであり、第二に、第一の理由と関連するが、金貨の悪鑄はそれまで国際決済通貨として得ていたダイナール金貨の高い信用を傷つける結果になると考えられるからである。つまり、金貨を悪鑄することで資金を増加させようとするならば、商人たちは国際決済通貨としてのダイナール金貨を見捨てるために、鑄造所へ運ばれてくる金の供給量は減少してしまう危険があったのである。

一方銅貨改革についてはどうであろうか。アラブ史料によれば、この改革の目的は国内市場に小額の支払い手段を供給することであった。しかし、銅貨は本来小額支払い手段として流通していたのであり、従って政府は、この目的のためには、銅貨の通用根拠を地方当局の信用から中央当局のそれに換えるにとどめ、これまで同様に銅貨を補助貨幣として発行すればよかつた筈である。しかるに政府は、銅貨を個数通貨として流通する

法貨の地位に格上げし、銅貨の額面価値がその金属価値と大きく離れているにも拘らず、銅貨と貴金属貨幣との間に交換比率を設けたのであった。その結果は予想されるごとく、銅貨の削り取り、偽造銅貨の跋扈などによる悪質銅貨の市場での氾濫と物価騰貴、そして最後に市場の閉鎖であった。こうして、流通銅貨の通用禁止と低い交換比率での回収、そして新たな銅貨の発行という通貨改革が繰り返されたのであった。そして結局政府は、法貨としての銅貨を廃止せざるをえなくなった。こうしたことから、貨幣供給操作によって国庫困窮から抜け出そうとする国家の意図が、この銅貨改革実施の少なくとも理由の一つであったと考えられるのである。

法貨としての銅貨の廃止後も、政府は銅貨の発行という誘惑に抗し切れなかったようである。しかし、貴金属ストックがまだ十分にある間は、銅貨のこうした現象はそれ程目立つものではなかった。アイユープ朝の後継者、バフリー・マムルーク朝(A. D. 1250-1390)の時代は、銀貨に基づいた貨幣制度の最盛期であった。銅貨問題が一挙に顕在化したのは、貴金属ストックが大幅に減少した次のブルジー・マムルーク朝時代(A. D. 1282-1517)においてであった。

(1) エジプトが独自の貨幣制度を確立した九世紀後半のトゥールーン朝から、十六世紀初頭にオスマン・トルコによって征服されるまでの中世エジプト貨幣史は、通常本位通貨に従って、三つの時期に分けられて考察されている。つまり、ファーターマ朝までが金貨の時代、アイユープ朝と

ムフリ・マムルーン朝が銀貨の時を、ムフリ・マムルーン朝が銅貨の時代である。この時代区分は、一五世紀の歴史家 al-Magrizi の著作に記されたものである。al-Magrizi, *Shu'ab al-'uqūd*, p. 54, 69 の時代区分に就いて叙述された中世イスラーム貨幣通史に關しては、以下の論文が現在でも唯一の著作である。M. de Boüard, "Sur l'évolution monétaire de l'Égypte médiévale," *L'Égypte Contemporaine*, XXX, 1929, pp. 427-459.

(2) Goitein, "The Exchange rate of gold and silver money in Fatimid and Ayyubid times," *JESHO*, viii, 1965, pp. 38-9, id., *Med. Soc.*, i, pp. 368, 388, P. Balog, "History of the Dirhem in Egypt from the Fatimid Conquest until the Collapse of the Mamluk Empire," *Revue Numismatique*, 6<sup>e</sup> serie, III, 1961, p. 115

(3) al-Magrizi, *Shu'ab al-'uqūd*, pp. 67-8, id., *Kitāb Ighātha*, pp. 66-7, tr. Viet, pp. 65-6<sup>e</sup> 程度に述べられておられるのは、Udovitch, article 'Fals' in *Encyclopaedia of Islam*, 2nd edition を参照。

(4) カトリヤンの貨幣史博士の著 H. Rabie, *The Financial System of Egypt*, A. H. 564-741/A. D. 1169-1341, Oxford Univ. Press, 1972, pp. 169-176 を参照。カトリヤン銀行史の著者として、Ehrenkreutz, "The Crisis of Dinar in the Egypt of Saladin," *JAOS*, lxxvi,

1956, pp. 178-84, Balog, "History of the Dirhem," pp. 123, 128-30 を参照。

(5) カトリヤン以後のイスラームに於いて鑄造された金貨の品目として Ehrenkreutz, "The Crisis of Dinar," p. 181 を参照。また、カトリヤン al-Kāmil (A. D. 1218-1238) の金貨改革として Ehrenkreutz, op. cit. pp. 177-8, Ibn Ba'ra, op. cit. p. 50, Ehrenkreutz, "The Standard of fineness," pp. 164-5 を参照。

(6) 1111年頃の al-Kāmil の銀貨の品目として Rabie, op. cit. pp. 181-3, de Boüard, op. cit. pp. 451-2 を参照。

(7) カトリヤン Rabie, op. cit. p. 176.

(8) 国内通貨対策の側面をまた考えらるゝ。この銀本位制度の採用による銀の需要が増大し、市場価値に於ける銀の金に於ける高値が生じた結果、金銀貨交換比率の維持を期するに、銀貨を懸持するに同時して、金貨の品位を改善したと云ふべきである。前述の金銀比価に於ける銀價の低下を E. Ashtor, *Les Métaux Précieux et la Balance des Paiemens du Proche-Orient à la Basse Époque*, S. E. V, P. E. N, 1971, p. 37., A. M. Watson, "Back to gold—and silver." *The Economic History Review*, XX, 1967, p. 27 を参照。

(9) Cl. Cahen, "Quelques aspects de l'administration égyptienne médiévale vus par un de ses fonctionnaires,

"Bulletin de la Faculté des Lettres de Strasbourg, 26<sup>e</sup> année, 1948, pp. 113-4, Goitein, *Med. Soc.*, i, p. 267, p. 466 n. 2. 一二三八年、一二五四年、一三〇二年、そして一三五五年に、エジプト君主がムニス人に与えた特権条約の一条には、ムニス人がアレクサンドリアに持ち込んだ金銀は、競売によって処分されるか、鑄造所へもっていかなければならぬ旨の規定が述べられている。Ashton, *op. cit.* pp. 90-1

(10) al-Maqrizi, *Kitāb Ighātha*, p. 67, tr. Wiet, p. 66

(11) 註(9)の文献参照。マイネーブ朝スルタン al-'Adil II (A. D. 1238-40) による銅貨の通用禁止については、al-Maqrizi, *Kitāb al-sulḥ*, ed. by M. M. Ziada, Cairo, 1934, i, p. 274, tr. by E. Blochet, "Histoire d'Égypte de Maqrizi," *Revue de l'Orient latin*, vol. X, 1903-4, p. 302 を参照。

### 五 ブルジー・マムルーク朝の貨幣政策

この時代には、アイユーブ朝でみられたような国家の信用を梃子として銅貨と貴金属貨幣を結びつけるという空しい試みは放棄され、貴金属貨幣政策と銅貨政策とは全く分離してとられるようになった。貴金属貨幣政策の典型は、一四二五年の金貨改革にみられる。当時のエジプト貨幣事情の注目すべき現象は、イタリア金貨のエジプト国内市場での氾濫であった。十四世紀後半以降大商人たちは、国際決済通貨として、不安定なディナ

ール金貨を見捨て、良質で規格重量をもつために個数通貨として取扱うことができたイタリア金貨を使用するようになっていった。こうした事態に対処するために断行されたのが一四二五年の金貨改革であった。この改革によって政府は、金貨に重量規準を再導入し、ディナール金貨を個数通貨として流通させることによって、イタリア金貨を国内市場から放逐しようと試みたところ、政府が採用した規格重量は、八世紀以来ディナール重量の伝統となっていた四・二五グラムではなく、イタリア金貨の規格重量に近似の三・四五グラムであった。<sup>(1)</sup>この事実は、地中海交易の決済通貨として流通していた誇り高きディナール金貨の時代が終ったことを象徴的に示しているように思われる。確かにエジプト国内取引に関しては、新ディナール金貨はイタリア金貨に取って代ることができた。しかし、国際交易におけるイタリア金貨の決済通貨としての優位は揺がなかった。ところで、この金貨改革を行ったスルタンのもとで、香料貿易の国家独占という以後のエジプト商業政策を決定づける政策がなされた。その結果、それまで香料貿易からの富を元手に、銀行業や政府への貸付けなどによって莫大な利益を得ていたカーリミ<sup>(2)</sup>商人は、この香料貿易国家独占政策を契機に没落していった。<sup>(3)</sup>この商業政策の転換と金貨改革が偶然に同じ時期になされたとは考え難い。ここで注意すべきは、金貨改革によっても回復できない程、ディナール金貨の国際決済通貨としての地位は低落していたということである。従って、鑄造所へ運ばれてくる貴金属の量が減少したために、慢性的財政困窮の状態にあったス

ルタン政府は、商人が国際交易から得た富を、貨幣鑄造料金の徴収という間接的手段で吸い上げるだけでは満足できなかったと考えられる。そのため、スルタン政府は香料仲継貿易への直接的介入という手段に訴えたのではなからうか。ともかく、この二つの政策は、仲継貿易からの収入が当時のエジプト財政において大きな比重を占めていたこと、またそのため、スルタン政府は国際交易に対して深い関心を持っていたことを示すものであることは疑いない。

一方、銅貨政策は全く異なった様相を呈していた。パフリ・マムルーク朝末期以降、銀の不足から銀貨は悪鑄され続け、実質的には銅貨に等しいものとなっていった。こうした背景から、ブルジー・マムルーク朝は銅貨に基づいた貨幣制度を採用せざるをえなくなった。この貨幣政策の転換は、スルタン自身による銅購入のためのヨーロッパへの特使派遣と、銅貨鑄造のための新鑄造所開設によって端的に示されている。当初銅貨は個数通貨として発行され、貴金屬貨幣との間に交換比率が設定された。しかし、銅貨の金屬価値と額面価値の遊離が余りにも大きかったために、たび重なる通貨改革と銅貨相場固定政策にも拘らず、銅貨が市場に氾濫し、その結果、銅貨の価値は下落を続け、物価は騰貴し続けた。この事態に、政府は銅貨を個数通貨として流通させることを断念し、銅貨は秤量通貨として流通するようになった。こうした措置とともに、かつてはディルハム銀貨の重量をもつ銅貨という実質的な意味を持っていたディルハム銅貨は、単なる想像上の計算貨幣に過ぎなくなっていた。

た。そして、物価と賃金のみならず、貴金屬貨幣とファルス銅貨までもがこのディルハム銅貨で見積られるようになり、そのため、ファルス銅貨の貴金屬貨幣との結びつきは断たれることになった。その結果、十五世紀後半に貴金屬貨幣の相場が一応の安定をみた時も、貴金屬貨幣とファルス銅貨の結びつきが断たれていたために、この貴金屬貨幣の相場の安定は、ファルス銅貨の安定には繋がらなかった。こうして、一般庶民の支払い手段であったファルス銅貨は、貨幣当局の恣意的な貨幣供給操作の対象となっていた。この時代の貨幣事情の最も目につく特徴は、流通銅貨の通用禁止と低い交換比率での回収、そして新たな銅貨の発行という通貨改革の単調な繰り返しであった。以上のような貨幣事情が、中世後期エジプト経済に深刻な影響を及ぼしたことは疑いない。

(1) 金貨改革については、W. Popper, *Egypt and Syria under the Circassian Sultans, 1382-1468 A.D. Systematic notes to Ibn Taghri Birdi's chronicles of Egypt*, Berkeley and Los Angeles, 1955, 57, ii, pp. 49-50 を参照。また、この改革の席量衡的側面については、A. R. Van Gennep, "Le ducat vénitien en Egypte," *Revue numismatique*, 4<sup>e</sup> série, I, 1897, p. 495 を参照。

(2) カリミー商人については、W. J. Fischel, "The Spice trade in Mamluk Egypt," *JESHO*, vol. 1, 1958, pp. 157-174, I. M. Lapidus, *Muslim Cities in the Later Middle Ages*, Harvard Univ. Press, 1967, pp. 125-7 を



参照。

- (3) 鑄造所を通過する貴金属の量が減少していたことは間違いない。十三世紀後半に至って、鑄造所が請負りに出されたことは、このことを示す一例のように思われる。Dirrenkreutz, "Contributions to the knowledge of the fiscal administration of Egypt in the Middle Ages," *BSOAS*, xvi 1954, p. 510. 外国貨幣の使用禁止と鑄造所への回収命令については E. Ashtor, *Histoire des Prix et des Salaires dans l'Orient Médieval*, S. E. V. P. E. N., 1969, p. 281-2 を参照。また、前節の註(8)も参照のこと。
- (4) al-Maqrizi, *Kitab Ighathah*, p. 71, tr. Wiet, p. 70, id., *Shuhār al-'uqūd*, p. 69.
- (5) Ashtor, *Histoire des Prix* pp. 276-80.
- (6) Popper, *Egypt and Syria under the Circassian Sultans*, ii, pp. 60-63. Balog, "History of the Dirhem," pp. 134, 144. Ashtor は、ディレム銅貨は単なる想像上の計算貨幣ではなく、マムルーク朝の末まで実際に流通していた銅貨であったと主張している。Ashtor, *Histoire des Prix*, p. 279. *al-'uqūd* であったとして、この銅貨が専ら用いられたのは、価値の標準手段としてであり、支払い手段として主に用いられたファルス銅貨とは区別して取り扱う必要がある。
- (7) Ashtor, *Histoire des Prix*, pp. 280-82.

### 六 むすび

以上、史料から抽出できる二つの異質な貨幣観を手掛りとして、中世エジプト社会における国家と貨幣の関係を、国家の貨幣政策を検討することによって論じてきた。その結論は以下のようなものである。史料にみられる二つの貨幣観は、国際貿易市場と国内市場がそれぞれその影響下にあった指導者たちの貨幣観であった。ところで、中世イスラム社会における貴金属の豊富な流通という地理的・歴史的條件のために、この二つの市場は貴金属に基づいた貨幣制度によって結びつけられていた。この事実が、二つの貨幣観に金属主義的貨幣観が共通してみられることの背景であると考えられる。そして、中世エジプト経済は、この二つの市場の結びつきの上に発展した。ところが、国家の財政が困窮し、鑄造所が十分な貴金属を保有し得なくなった時、この結びつきは、かえってエジプト貨幣政策担当者にとって大きな桎梏となった。その結果、スルタン政府は、主に国際決済通貨対策と考えられる貴金属貨幣政策と、国内通貨対策であった銅貨政策とを分離して行わざるをえなくなっていた。そして、貴金属貨幣の安定は、圧倒的国内通貨であった銅貨の犠牲のもとになされた。その過程はいわば、国家の経済への間接的介入から恣意的な直接的介入への移行といえる。そして、こうした推移は、貨幣の分野のみならず、中世後期エジプト社会の他の分野にもみられると思うのである。

(一橋大学大学院博士課程)